

第 1 回

西脇市手話施策推進会議

資料



平成 29 年 6 月 26 日

資料内容

1	「西脇市手話言語条例」	1 ~ 2
2	「西脇市手話施策推進会議条例」	3 ~ 4
3	「西脇市手話施策推進方針」(案)	5 ~ 6
4	「手話施策推進計画表」	7
5	今年度実施する事業の具体例	8 ~ 9
6	これまでの取組み内容	10
7	手話言語条例パンフレット(案)	11 ~ 14
8	参考資料		
(1)	その他資料	15
(2)	篠山市手話施策推進方針	16 ~ 18
(3)	宍粟市みんなの心をつなぐ手話言語条例に規定する施策を推進 するための方針	19 ~ 21



西脇市手話言語条例

手話は、音声言語とは異なり、手指や体の動き、顔の表情を用いて視覚的に表現をする言語です。また、手話は、物事を考え、コミュニケーションを図り、知識を蓄えるために必要な言語として、ろう者の中で大切に受け継がれてきました。

しかし、過去のろう教育においては、唇の動きを見ることで話の内容を読み取り、その口の形を真似て声を出す口話法が取り入れられたため、ろう学校での手話の使用が禁止されてきました。このように、手話は言語として認められず、ろう者は必要な知識や十分な情報を得ることもできなかつたことから、多くの不便や不安を感じながら、地域や職場で孤立しがちな生活をしてきました。

このような中、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約や平成23年に改正された障害者基本法において、手話は言語として定められましたが、いまだ手話に対する理解が深まっているとは言えません。

ろう者が、地域や職場で孤立することなく安心して生活するためには、手話を使いやすい環境を整える必要があります。

ここに、手話を言語として認め、ろう者とろう者以外の者が互いに理解し合い、共に暮らすことができる地域社会の実現を目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、市の責務及び市民の役割を明らかにすることにより、ろう者が社会に参加し、ろう者とろう者以外の者が互いに理解し合い、共に暮らすことができる地域社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、ろう者が手話を使ってコミュニケーションを図る権利を有し、その権利が尊重されることを基本として行われなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、市民の手話に対する理解を促進し、手話を使いやすい環境を整備するために必要な施策を定め、これを推進しなければならない。

(市民の役割)

第4条 市民は、手話に対する理解を深め、市が推進する手話を使いやすい環境を整備するための施策に協力するよう努めるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

西脇市手話施策推進会議条例

(設置)

第1条 西脇市における手話に関する施策を推進するため、西脇市手話施策推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 手話施策の推進方針の策定に関すること。
- (2) 手話施策の実施状況の点検及び見直しに関すること。
- (3) その他手話に関する施策を推進するために必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員12人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 聴覚障害者団体を代表する者
- (3) 聴覚障害者を支援する団体を代表する者
- (4) 公募による市民
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 推進会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長にともに事故があるとき又は会長及び副会長がともに欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、会長の職務を代理する。

(会議)

第7条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことが

できない。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、障害福祉担当部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(西脇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 西脇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年西脇市条例第45号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

を

消防賞じゅつ金等審査委員会委員	日額	7,400	行政職給料表適用職員相当額
-----------------	----	-------	---------------

」

「

消防賞じゅつ金等審査委員会委員	日額	7,400	行政職給料表適用職員相当額
手話施策推進会議委員	日額	7,400	行政職給料表適用職員相当額

に

」

改める。

西脇市手話施策推進方針（案）

西脇市手話言語条例（平成28年西脇市条例第30号）に基づき、市民の手話に対する理解を促進し、手話を使いやすい環境を整備していくため、次の施策を推進します。

1 手話の普及と理解の促進

一人でも多くの人に手話に対する関心や親しみを持ってもらい、また、ろう者と交流することで手話に対する理解が深まります。

市は、聴覚障害者協会、手話サークル等の関係団体と連携し、誰もが手話に触れる機会を設け、手話を学べる環境を充実させるなど、手話に関する普及啓発に努めます。

- (1) 市広報紙、市ホームページ、リーフレット等により、手話に関する広報や周知を行います。
- (2) 地域、事業所、教育機関等を対象に、聴覚障害への理解と手話を学べる環境づくりを進めます。
- (3) 難聴者や中途失聴者を対象に手話を学べる環境を整えます。

2 手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくり

市が発信する音声言語による行政情報等について、ろう者もろう者以外の人と同じように、情報の提供が十分に保障される必要があります。

市は、市の音声言語による行政情報等の提供や市民が参加できる会議等において、手話による情報取得ができる環境づくりに努めます。また、いつでも手話で意思疎通ができるよう、手話の使いやすい環境づくりを進めます。

- (1) 市主催のイベントや会議等において、必要に応じて手話通訳者を配置するなど、合理的配慮の提供を行います。
- (2) 手話通訳者の設置により、庁舎内の窓口での手話通訳による対応（ICTを含む。）の充実を図ります。
- (3) ろう者の社会参加などあらゆる場面での情報取得ができるよう、手話通訳者派遣事業の充実を図ります。

3 手話通訳者の配置、派遣等意思疎通支援の充実

手話通訳者は、ろう者とろう者以外の人との意思疎通を図る役割を担うとともに、ろう者の社会参加への支援に関わっています。

市は、手話通訳者の役割と専門性を十分に認識し、手話通訳者の

養成に継続的に取り組み、手話通訳者の確保ができるように努めます。

- (1) 手話奉仕員、手話通訳者養成講座及び手話通訳者現任研修を継続的に実施し、併せて登録手話通訳者の技術向上を図ります。
- (2) 災害時の支援方法及び緊急時の派遣体制について、消防本部等の関係機関と協議し、支援体制を構築します。
- (3) 手話通訳派遣事業について、継続的に実施するとともに、登録手話通訳者の処遇改善に努めます。

4 手話施策推進会議による実施状況の点検

施策の実施状況については、手話施策推進会議に報告し、意見を聴くものとします。

手話施策推進計画表					
		H29	H30	H31	備 考
施策1 手話の普及と理解の促進					
	手話言語条例パンフレットの作成と配布	8月			年に1回
	「広報にしわき」手話コーナー掲載	9月			
	ホームページでの情報発信、動画発信	未定			社会福祉課ホームページ
	地域向け手話講座（市内8地区）	10月～			
	職員対象手話研修	10月			
	一般企業・事業所対象手話講座	未定			商工会議所と打合せ
	小中高での手話教育	継続			
	聴覚障害児と保護者向け手話教室	未定			
	夏休みこども手話教室	8月			今後調整予定
	職員朝の手話ワンポイントレッスン	実施中	継続	継続	
	職員ミニ手話教室	未定			
	消防署員向け手話講座	未定			
	地域住民と手話でふれあえる場所作り	検討予定			
	聴覚に障害を持つ大人とこどもが交流できる場	検討予定			
	難聴者・中途失聴者向け手話教室	未定			
施策2 手話による情報取得及び手話を使いやすい環境づくり					
	手話通訳者の市役所窓口への配置	継続			
	市主催のイベントでの手話通訳者派遣	継続			障害者差別解消法によるもの
	議会本会議など必要に応じ手話通訳者派遣	継続			
	ICT（情報通信技術）の導入について検討	検討予定			
	暮らしの中で必要な事の情報提供（広報関係）	検討予定			
施策3 手話通訳者の配置、派遣等意思疎通支援の充実					
	手話奉仕員養成講座の開催	継続			
	手話通訳者養成講座の開催	継続			
	手話通訳者等の技術の向上（研修会の開催）	継続			
	緊急時の連絡、派遣体制の構築	検討予定			
	災害時における情報発信、支援方法について検討	検討予定			
施策4 手話施策推進会議による実施状況の点検					
	定期的な手話施策推進会議の開催	実施			

今年度実施する事業の具体例

1 手話学習

- 目的：市民が手話に触れる機会、ろう者との交流の提供
：ろう者、聞こえない、聞こえにくいこと、手話、について知る
：聴覚障害者とのコミュニケーションについて知ってもらう
：手話で簡単なあいさつや自己紹介ができるようになる

《市民向け手話教室》

- ・場所：市内8地区で1回ずつ開催（午前か午後のどちらか）
- ・定員：15名
- ・講師：2名（ろう講師1名、聞こえる講師1名）
- ・所要時間：1時間30分
- ・周知方法：日程を決め、チラシや広報、防災無線などで参加を呼びかける

《難聴者のための手話教室》

- ・3回コースで開催し、要約筆記の情報保障をつけておこなう
- ・周知方法：日程を決め、チラシや広報、防災無線などで参加を呼びかける

《夏休みこども企画》

- ・夏休みを利用しゲームなどをしながら手話に興味をもってもらう
- ・午前と午後に分けて開催する
- ・ろう者とも交流する

《職員向け手話教室》

- ・朝礼時に各課（1階フロア）で簡単な表現を1週間ごとに行う
- ・月に2回、昼休み時間に20分間のミニ手話教室（第2、4木曜日、12：30～12：50）
- ・設置通訳者が指導する

《聴覚障害児と保護者の手話教室》

- ・休日に開催予定（実施時期は未定）

2 啓発

- 手話言語条例パンフレットでの啓発（ 6月）推進会議にて決定後
- 動画配信（市民）
- 広報での啓発「手話言語条例って？」
- 隣保館便りでのワンポイント手話
- 図書館での手話に関する書籍の充実

これまでの取り組み内容		項目	内容	備考
実施時期	みんなの楽しい手話教室（入門課程）	西脇市社会福祉協議会が主催		昭和50年代頃より手話奉仕員講座を開催し、サークルを活動を始めている。
平成20年～	手話通訳者養成講座	2市1町で共同で開催		
平成27年～	手話通訳者設置事業	福祉部社会福祉課に手話通訳者1名を設置		
平成27年～	福祉部職員朝の手話レッスン	設置通訳者が窓口で使える手話単語や文章などを中心に毎朝練習をしている		設置通訳者不在時は司会担当職員が事前に練習し、皆さんに指導する
平成27年～	1階フロア各課での朝の手話レッスン	窓口業務のある課にて簡単な挨拶や手話表現などを練習。1週間ごとに巡回		
平成28年8月	民生委員・児童委員対象手話講座	聴覚障害者協会の協力により、聴覚障害者の理解と手話の学習		
平成28年～	隣保館だよりで手話の記載	毎月手話を紹介		
平成28年6月	障害者差別解消シンポジウム	ひくろうの郷大矢さんを講師として、当事者がこれまでの体験を話した		
平成28年9月～10月	職員研修	全職員対象の手話研修。3回コース（30分ごと）		Miraie、隣保館、西脇病院等も実施
平成28年11月	西脇市議会での手話講座	聴覚障害者の理解と簡単な手話の学習		
平成28年～	生涯学習課 出前講座	障害福祉サービス事業所2ヶ所、子育て支援コーディネーター研修、親子手話教室		
平成28年～	隣保館講座で手話講座（上野、大野）	隣保館の講座で障害の理解と簡単な手話の学習		
平成29年2月	福祉部の人権研修	聴覚障害者協会の協力により、聴覚障害者の理解と手話の学習		
平成29年5月～	手話奉仕員要請講座（基礎課程）	市主催で実施、現在受講生17名		

西脇市手話言語条例ができました

～平成 29 年 4 月 1 日施行～



手話ってなんですか？

私たちは日本語という言葉を使って考えたり思いを伝え合ったりします（音声言語）。手話は手や指、体の動きや表情を使って考えたり伝え合ったりする「目で見える言葉」です。世界にはさまざまな言語があり手話も言語の 1 つとして認められています。

手話言語条例ってどんなもの？

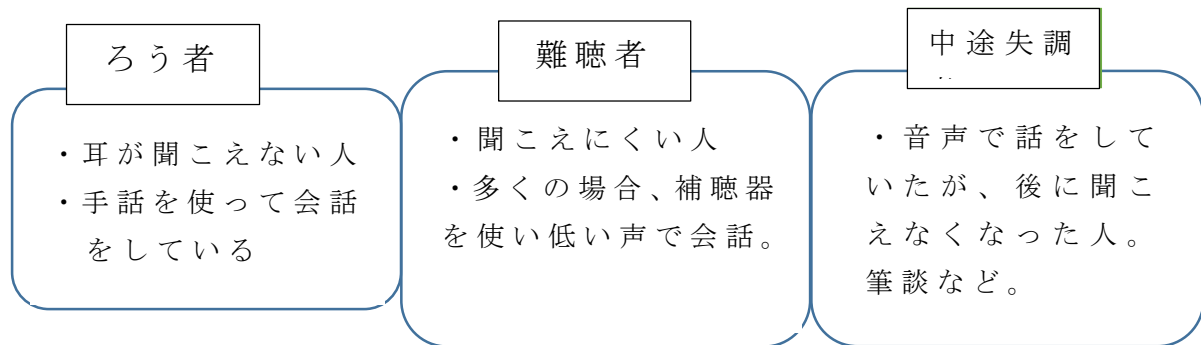


これまで手話は言語として認められなかったので、手話を使って生活する人たちはどこに行っても困り、不安や不便を感じて暮らしていました。

- 手話を言語として認め、全ての市民が互いに理解し合う地域社会の実現
- 地域や職場で孤立することなく安心して生活ができるように手話を使いやすい環境を整える。

これを目的に、手話の普及・理解促進を図るための条例です。

「聴覚の障害」… 障害の原因や聞こえの程度はひとによってさまざま



聴覚に障害のある人は生活の中でこのようなことに困っています

例えば…

道を歩いているとき

- ・車のクラクションや、自転車や人が近づいてきても気づきません

電車やバスのなかで

- ・アナウンスが聞こえないので事故などで電車が止まっても電光掲示板がない場合は情報が無いので理由がわからない

銀行や病院などで待っているとき

- ・自分の名前を声で呼ばれてもわからなくて居ないと思われたり、いつまでも待つことがある

学校や職場で

- ・声だけで話しているところには参加できず疎外感を感じてしまう
- ・声をかけられていることがわからず、無視していると誤解されてしまう

災害時の場合…

- ・サイレンや緊急放送が聞こえないので、災害に関する情報が不足して必要な支援が受けられなかったり、非常時に適切な行動をとることができない
- ・外見だけではわかりづらい障害なので避難所では孤立してしまいがちになる

- ・・・・など、ほかにもたくさんあり





条例で私たちは何をしたらいい

- 市民（学校や事業所も含む）は「手話は言語」であることを知り、理解していただき、市が推進する施策（例：ミニ手話講座に参加する）にご協力ください
- 聞こえない人にとって、聞こえる人が手話で話しかけてくれるのはとても嬉しいことです。「おはよう」「ありがとう」など簡単な手話を覚えて話しかけてみましょう。そこから、わかりあい、通じ合う喜びを感じる事ができ、理解につながると思います。
- 手話で情報保障を行うために医療・教育・行事・イベントなど様々な現場へ手話通訳者を派遣しています。西脇市役所社会福祉課までご相談ください。

手話サークルの紹介

手話サークルは、聞こえない人たちと一緒に情報交換をしたり、手話や聞こえないことがどんなことかを手話を知らない人たちに知ってもらう活動などを行っています。手話奉仕員養成講座を受講した後に入会するという方がほとんどですが、見学や交流に自由にお越しください。

	活動曜日/時間	活動場所
手話サークル わかば	毎週水曜日 13:00~15:00	萩ヶ瀬会館 3階研修室 連絡先：社会福祉協議会 0795-22-5400
手話サークル のぞみ	毎週木曜日 19:00~21:00	萩ヶ瀬会館 2階講座室 連絡先：社会福祉協議会 0795-22-5400

コミュニケーションはあいさつから♡

あいさつの手話を覚えてみませんか

こんにちは

よろしく お願いします



ありがとう

さようなら



にし

わき

し



その他資料

西脇市聴覚障害者の状況（身体障害者手帳所持者） 平成 29 年 3 月 31 日現在

聴覚障害者（児）							
等級 （級）	1	2	3	4	5	6	計
障害児 （人）	0	1	0	1	0	3	5
障害者 （人）	7	25	14	22	0	37	105
合計	7	26	14	23	0	40	110

登録手話通訳者数

登録手話通訳者	人数（人）
手話通訳士	3
手話通訳者	3
上記以外の通訳者	3
合計	9

年度別手話通訳派遣件数

年度	平成 28 年度		平成 27 年度		平成 26 年度	
	個人	団体	個人	団体	個人	団体
件数	97	34	128	37	104	17

手話サークルの活動状況

サークル名	活動時間	会員数	会場
西脇手話サークル わかば	毎週水曜日 午後 1 時～3 時	16	萩ヶ瀬会館 3 階研修室
西脇手話サークル のぞみ	毎週木曜日 午後 7 時から 9 時	16	萩ヶ瀬会館 2 階講座室

篠山市手話施策推進方針

平成 28 年 1 月策定

篠山市みんなの手話言語条例（平成 26 年篠山市条例第 33 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、篠山市における手話施策を推進するための方針を次のように定める。

【推進目標】

手話を必要とする人が安心して暮らせるよう、手話で会話ができる篠山市をめざします。

【基本方針】

手話を必要とするすべての人が、いつでも自由に手話を使い、手話による意思疎通を行い、社会参加をし、安心して暮らすことのできる地域社会となるよう、市は、市民が手話が言語であることを理解し、手話を学び、手話で意思疎通を図ることができる、手話の使いやすい環境づくりを推進します。

1 手話の理解及び普及に関する事項（条例第 6 条第 2 項 1 号）

(1) 施策の推進方針

手話が普及し、ろう者と聞こえる人が手話で意思疎通ができるよう、市は、市民がろう者や手話に対する理解を深め、手話を学びやすい機会を提供していくことが必要です。

篠山市のこれまでの手話の普及は、丹波ろうあ協会、市内の手話サークル団体及び登録手話通訳者によって、継続的に取り組まれてきました。

市は、さらに市民のろう者や手話への理解が深まり手話が普及するよう、丹波ろうあ協会や手話サークル団体等と一層の連携を図り、市民だれもが手話に触れ、学べる環境づくりを進めます。

(2) 推進施策

【短期的な取り組み】

ア 手話を学べる環境として「手話出前講座」の開催や、市が主催するイベントの中で「ミニ手話教室」の実施など、手話に触れる機会を提供します。

イ 市民が、地域で自主的にろう者や手話について学べるよう、自治会で取り組む住民学習の選択課題のひとつに「手話講座」を取り入れます。

ウ こども達がろう者や手話への理解を深め、手話を学べる環境づくりについて、教育委員会との協議を進めていきます。

- エ 市役所や消防本部等において、手話を必要とする方に対して職員が手話で対応できるよう、手話教室等の取り組みを進めます。
- オ ろう者や手話の理解及び普及のための方策について、丹波ろうあ協会や手話サークル団体等と協働して検討します。
- カ 市内の企業等事業所において、ろう者や手話の理解及び普及を推進します。

【長期的な取り組み】

- ア 市役所において、手話を使える職員を養成し、窓口等への配置ができるよう取り組みます。
- イ こども達がろう者や手話への理解を深めるため、学校教育の中で継続して学べるよう取り組みます。

2 手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する事項

(条例第6条第2項2号)

(1) 施策の推進方針

市が発信する音声言語による行政情報等について、ろう者も聞こえる人と同じように、情報の提供が十分に保障される必要があります。

市は、市の音声言語による行政情報等の提供や、市民が参加することができる会議等において、手話による情報取得ができる環境づくりに努めます。

また、市内のあらゆる場所で、いつでも手話で意思疎通ができるよう、手話の使いやすい環境づくりを進めます。

(2) 推進施策

【短期的な取り組み】

- ア 音声言語による行政情報等の提供と同様に、手話による情報取得ができる環境づくりに努めます。
- イ 災害発生時等において速やかに的確な情報伝達が行えるよう、その仕組みについて検討します。
- ウ 医療機関や購買施設等の公益的施設で、手話による意思疎通ができるよう、その環境整備について働きかけを行います。

【長期的な取り組み】

- ア ICT（情報通信技術）を活用した遠隔手話通訳サービス等の導入について調査研究します。
- イ 医療機関や購買施設等の公益的施設において、手話での意思疎通ができる環境をめざして、継続した取り組みを行います。

3 手話通訳者の配置又は派遣等意思疎通支援に関する事項

(条例第6条第2項3号)

(1) 施策の推進方針

手話通訳者は、ろう者と聞こえる人の意思疎通を図るだけでなく、ろう者の生活と社会参加への支援にも関わっています。

市は、手話通訳者の役割と専門性を十分に認識し、手話通訳者の養成を継続的に取り組み、手話通訳者の確保ができるように努めるとともに、手話通訳者派遣制度の充実を図ります。

(2) 推進施策

ア 市の設置手話通訳者の任用のあり方について検討します。

イ 手話通訳者の養成については、手話奉仕員と手話通訳者の養成講座及び手話通訳者現任研修を継続的に実施し、併せて登録手話通訳者の技術の向上を図ります。

ウ 緊急時や災害発生時の手話通訳派遣について、派遣の要請や派遣方法のあり方について検証し、制度の充実を図ります。

エ 手話通訳派遣事業については、継続的に実施するとともに、登録手話通訳者の処遇改善に努めます。

4 その他の事項

篠山市手話施策推進方針は、条例第7条第2項の規定により実施状況について審議し、必要に応じ見直します。

宍粟市みんなの心つなぐ手話言語条例に規定する施策を推進するための方針

基本方針

手話が言語であることの認識の下、手話やろう者への理解の促進と手話の普及を図り、手話で意思疎通が図りやすい環境を構築することにより、全ての市民が相互に人格と個性を尊重しあいながら、心豊かに共生することのできる地域社会を実現するため、以下の施策を推進します。

1 手話に対する理解及び手話の普及を図るための事項（手話条例第7条第2項第1号）

（1）施策の推進方針

市は、市民や事業者、子どもなどが身近に手話とふれあい、手話やろう者に対する理解を深め、手話を学びやすい機会を提供していくことが必要です。

市では、これまで宍粟ろうあ協会、手話サークル等によって手話の普及に努めてきました。今後、宍粟ろうあ協会や手話サークル団体等と一層の連携を図り、市民だれもが手話とふれあい、学べる環境づくりを行います。

（2）推進施策

手話が言語として認知され、手話やろう者についての市民の理解が深まるよう、市の広報媒体やリーフレット、懸垂幕等により啓発を行います。

市民が手話に親しむことができるよう、教育委員会や関係機関と連携し、手話に関する教室等を開催し、手話を学べる環境づくりを進めます。

手話やろう者への理解及び手話の普及を深めるため、市職員に対して手話教室等を実施します。

市内の企業等事業所に対して、手話やろう者への理解が深まるよう啓発リーフレットの配布や事業所が実施する手話教室等の開催を推進します。

手話やろう者への理解及び手話の普及のための方策について、宍粟ろうあ協会や手話サークル団体等と協働し検討します。

また、市民等を対象とした手話教室等に、ろう者の講師を派遣する体制をつくりま

2 手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する事項（手話条例第7条第2項第2号）

（1）施策の推進方針

市が発信する音声言語による行政情報等について、ろう者にも聞こえる人と同じように、情報を得る権利が保障されています。（障害者差別解消法、合理的配慮の提供）

市は、ろう者が地域で主体的に生活していくために、音声言語による行政情報等の提

供や市民が参加することができる会議等において、手話通訳者等の派遣を行うなど、手話による情報取得ができる環境づくりを行います。

また、市内のあらゆる場所でいつでも手話で意思疎通ができるよう、手話の使いやすい環境づくりを進めます。

(2) 推進施策

市主催のイベントや議会本会議などにおいて、必要に応じ手話通訳をつけるなど、合理的配慮の提供を行います。

ろう者の社会参加などあらゆる場面での情報取得ができるよう、手話通訳者派遣事業の充実を図ります。

災害時の要配慮者でろう者への支援の方法、緊急時の派遣体制について関係機関と協議し、支援体制を構築します。

ICT(情報通信技術)を活用した遠隔手話通訳サービス等の導入について調査、研究を行います。

市窓口において、ろう者が聞こえる人と同じように手続きができるよう必要な対応を行います。

3 手話通訳者の配置の拡充及び待遇改善など、手話による意思疎通支援者のための事項 (手話条例第7条第2項第3号)

(1) 施策の推進方針

ろう者が日常生活の様々な場面で手話による意思疎通を行い、自立した生活を送るために手話通訳者の役割は重要です。

手話通訳者は、ろう者と聞こえる人の意思疎通を図るだけでなく、ろう者の生活を支援しています。

市は、手話通訳者の役割を十分に認識し、手話通訳者の確保及び養成を進めます。

(2) 推進施策

設置通訳者¹は、庁舎内での手話通訳、派遣の調整、手話奉仕員養成の講座・研修の企画・調整、関係機関との連携など、多岐にわたる役割を担っているため、担当課に設置通訳者が不在とならない体制を整備します。

ろう者との交流活動の促進、施策の推進、広報活動の支援者として活躍が期待される手話奉仕員の養成を行うため、手話奉仕員養成講座を継続的に開催します。

手話通訳者の養成、確保のため、必要な講座を開催します。

その他、宍粟市意思疎通支援事業について、必要な見直しを行います。

4 市長が必要と認める事項(手話条例第7条第2項第4号)

前各号に定める施策以外に、手話やろう者への理解を推進するため、市長は必要な施策

を講じるものとしします。

5 その他の事項

宍粟市手話施策推進会議において、各施策の実施状況を検証し、必要に応じて見直しを行うものとしします。

¹ 意思疎通支援事業において手話通訳者等の派遣調整を行う者で、当該業務に精通した専門的知識及び技術を有する手話通訳者等の資格を有する者